

天草戦国ミュージアム開館プロモーション等業務委託仕様書

1. 業務名称

天草戦国ミュージアム開館プロモーション等業務委託

2. 業務目的

令和8年11月1日に開館予定の「天草戦国ミュージアム」は、「見て、感じて、楽しみながら歴史を感じる交流拠点」として、国指定史跡棚底城跡を中心に天草諸島の戦国時代をテーマとしたガイダンス施設である。本施設は、史跡の価値を中心とした天草諸島を舞台に繰り広げられた抗争や、統治していた人々を大型シアターや出土品等を通して紹介するとともに、天草市へのゲートウェイとしての役割を担う。国指定史跡棚底城跡とまちづくり等を踏まえ、天草市役所倉岳支所と天草市倉岳図書室との複合施設として建設中であり、地域活性化・まちづくりの拠点として、また、道の駅登録を見込んでいる。

本業務は、天草戦国ミュージアムの開館にあたり、その集客や認知度を高め、誘客促進の効果的な広報業務や開館時のイベント企画・運営を行うとともに、開館後の継続的な集客と天草市内の文化財(世界文化遺産含む)、文化施設、天草市東部地域(御所浦町・倉岳町・栖本町)における地域住民及び観光客等の周遊促進を目的とする。

3. 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

天草市 地内

5. 委託料の上限

17,000千円(消費税及び地方消費税相当を含む)

6. ターゲット層

市内外の全世代とするが、特に以下のターゲット層を意識すること。

【天草戦国ミュージアムのプロモーションに関すること】

(1) 年代

- ①子ども及び子育て世代のファミリー層(天草戦国ミュージアムのターゲット層である)
- ②10代から30代の若者

(2) エリア

- ①天草市、上天草市、苓北町
- ②熊本県、長崎県、鹿児島県、福岡県(九州地方のうち陸路・空路・海路でアクセス可)

【周遊促進に関すること】

(1) 年代

任意

(2) エリア

九州地方

7. 業務内容

(1) ディレクション業務

①計画の策定

- ・本業務や天草戦国ミュージアム等を十分に理解した上で、業務全体を統括し、必要に応じて委託者と協議、調整の上、専門的な見地から時期、ターゲットに応じた広報手段を分析し、効果的・効率的な広報プロモーション計画を作成すること。
- ・提案内容には、受託者が直接行う広報活動だけでなく、関係者と調整の上、委託者が直接実施することで広報効果を期待でき、かつ効率的である事業企画についてもアイデアがあれば、積極的に提案すること。
- ・本市観光振興課が行う観光プロモーションの内容との調整を図りながら効果的に行うこと。
- ・本業務は天草の歴史的・文化的リアリティを重視するため、原則として現地での実写撮影及び取材に基づくものとする。

②計画の内容

- ・本業務を進めるにあたっての考え方、計画
- ・ターゲット層に向けた効果的な広報手段
- ・業務スケジュール、業務体制等

(2) プロモーション業務(ロゴマーク及び文言「天草戦国ミュージアム」を必ず用いること)

①国内の各種媒体への天草戦国ミュージアム広告掲出・配信・配布

- ・紙媒体と電子媒体を効果的に使い分けること。
- ・A4 カラー両面刷チラシ、B2 カラー片面刷ポスターのデザイン作成や入稿、配付等を行う。なお、別途市役所の窓口及び府内デジタルサイネージで周知できるよう、市役所の窓口に用いるものはパワーポイント(横長)、府内デジタルサイネージに用いるものはPDF(縦長)でも作成すること。
- ・広告枠を買い取り、原稿作成や入稿等を行う。適宜、広告枠に合わせてサイズ編集する。
- ・SNS 広告を含むインターネットを活用(デバイスはスマートフォンをメインとして想定)した配信等を行う。
- ・インターネットを活用する場合、アクセス向上のために SEO 対策を実施する等、検索サイトにおいて上位に表示されるように工夫すること。また、主要な地図検索サービス利用時に利用者から容易に認知されること。

- ・制作等に必要な素材の収集(撮影や出演者手配、許諾等含む)を行う。写真を効果的に使用し、視覚に訴える構成とすること。
- ・公共交通機関を活用する場合、ラッピングによる手法も可とする。
- ・AI による生成でないこと。
- ・成果品の配布先や配分、役割分担は委託者と十分に協議の上で決定する。

②天草戦国ミュージアムの CM 制作・放送

- ・適切な尺の CM を制作、編集し、開館前から開館後にかけて複数の主要な民間放送局等の放送枠を買い取り、入稿等を行う(撮影や出演者手配、許諾等含む)。
- ・国指定史跡棚底城跡、天草戦国ミュージアムの内容等の認知を高め、ターゲット層が訪問意欲をかき立てられるテレビ CM やラジオ CM を制作すること。媒体や放送時期によって映像を使い分けることも可とする。
- ・制作したテレビ CM は市公式 SNS 等においても活用できるようにすること。
- ・AI による生成でないこと。
- ・人物を起用する場合は、委託者と連携して著名な天草宝島親善大使の起用に積極的に努めるものとし、ターゲット層に合わせて著名な熊本県出身者やゆかりの人物を優先的に採用すること。なお、出演料や調整にかかる費用等は委託経費に含めるものとする。

③宣伝イベントの企画

- ・令和 8 年 10 月に熊本市で開催されるお城 EXPO や、天草宝島親善大使関連イベント等、市内外における催事でブース出展等に関する手続きや運営を行うこと。また、候補イベントを積極的に提案すること。

④ガイドブックの制作

- ・持ち運びやすい寸法で、フルカラー両面刷りの無料配布用ガイドブックを制作すること。
- ・天草戦国ミュージアムの概要、国指定史跡棚底城跡、天草市の代表的な中世城郭群(上津浦城跡、栖本城跡、河内浦城跡等)を見開き 10 ページ程度で専門的な内容を分かりやすく紹介する。
- ・代表的な中世城郭群に関する原稿と航空写真は委託者から提供する。その他については、受託者が制作することとし、委託者の確認を受けながら進めること。
- ・AI による生成でないこと。
- ・日本語版、英語版、中国語版(繁体字/簡体字)、韓国語版を制作すること。

⑤ノベルティグッズの制作

- ・イベントや開館後の来訪者向けにターゲット層に適した必要な制作物をデザインし、十分な量を制作、準備すること。なお、御城印のデザイン・制作は必須とする。
- ・業務に従事する市職員(50 人以上)用に広報用を兼ねたポロシャツやジャンバー、その他必要な制作物を提案し、十分な量を制作・準備すること。
- ・業務完了後も委託者において継続的に調達可能な物品とし、仕様やデザイン等を正確に引継ぐこと。

(3) 開館イベントの企画・運営

①開館イベントの周知

- ・7-(2)①②③と連動して令和8年11月1日開館(予定)と当日のイベント内容等の周知を行うこと。
- ・垂幕または横断幕・のぼり旗をデザイン・制作し、天草市役所(支所含む)及び市内資料館施設等で、掲示すること。

②開館イベントの実施

- ・天草戦国ミュージアム敷地内のだんだん広場を軸に開館イベントを企画/運営する。
- ・必要な人員、機材、消耗品、会場設営、保険を手配し、運営や各種問合せに対応すること。
- ・会場の設営及び撤去日程は、委託者と調整すること。
- ・降雨又は降雪時でも実施するが、警報が発令される等の荒天時には中止する。
- ・開館式典と餅投げは必須とする。
- ・委託者と連携して著名な天草宝島親善大使の起用に積極的に努めるものとし、ターゲット層に合わせて著名な熊本県出身者やゆかりの人物を優先的に採用すること。それらを用いたステージイベントや進行を実施すること。なお、出演料や調整にかかる費用等は委託経費に含めるものとする。
- ・天草市内の団体や企業等を中心に飲食物産ブースを展開すること。出展者の募集や管理を行うこと。また、ゴミの収集・処分を行うこと。
- ・当日用パンフレット(実施プログラム/会場配置案内/施設概要)及び天草戦国ミュージアム来訪者向けアンケートを制作、配布すること。アンケートは回収し、結果(分析まで含む)をまとめること。
- ・混雑・混乱発生を最小限に抑えるため、大型ビジョン等を必要に応じて手配するほか、会場内や駐車場(臨時含む)の誘導等を行うこと。
- ・委託者と調整の上、臨時駐車場を設け、管理すること。天草戦国ミュージアム発着の無料シャトルバスを開館月の土日祝日に運行すること。なお、利用者数増加や市内周遊促進のため、受託者の提案により経由地を設定して構わない。
- ・事業内容や来場者数、会場内の写真等を記録すること。

(4) 地域内周遊促進策の企画・運営

①周遊スポットの選定

- ・天草戦国ミュージアムの開館を機に来訪者の増加が見込まれる天草市東部地域(御所浦町・倉岳町・栖本町)において、周遊観光の展開に適したスポットを選定すること。
- ・選定するスポット及び体験は、「指定等文化財」、「博物館及び資料館」、「海にうかぶ博物館で取り上げる自然資源」のうちから、来訪者像(ペルソナ)に配慮し、委託者と協議の上、決定すること。なお、スポット及び体験は各町で1ヶ所以上選定すること。

②周遊促進策の企画・運営

- ・周遊意欲をかき立てる工夫のある企画を実施・展開すること。

・周遊促進策の実施を周知する広報を企画提案すること。この場合、7-(2)③と連動して実施することも可とする。

・継続的かつ発展的に実施可能なものとし、委託者・受託者双方が容易に運用できるものとし、各町の市役所支所職員と協力して運営すること。

・各スポットの来訪者の属性等を捉える方策について検討・提案すること。

③その他

・天草市東部地域に加え、本渡地区、牛深地区、有明地区、新和地区、五和地区、天草地区、河浦地区の代表的な文化財を題材に、写真を効果的に使用した視覚に訴える構成のポスターを各1種類(計10種類)制作すること。なお、代表的な文化財は委託者が設定し、撮影等は受託者が行うものとし、文化財愛護シンボルマーク及び天草市章、採用した文化財名称、所在地(地区名まで)は必ず明記すること。成果品は天草戦国ミュージアムに掲示する。

8. 成果品の提出

受託者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、委託者へ提出すること。

- (1) 成果報告書 1部
- (2) イベント実績報告書 1部
- (3) 電子媒体(CD-R) 1枚

9. 再委託等の制限

受託者は業務の全てまたは大部分を第三者に委託、または請け負わせることはできない。

10. 著作権について

- (1) 成果品をもって、著作権法上の抵触がない事を受託者が確認したものとみなす。
- (2) 本業務の実施により生じた著作物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む)は、委託者へ帰属するものとする。
- (3) 本業務の成果物は、画像等著作権や肖像権等の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において契約終了後も対応するものとする。
- (4) 受託者は、著作人格権を行使しない事を約するものとする。

11. その他

- (1) 受託者決定後、協議の上、企画内容を変更することがある。
- (2) 運営にあたり、法令を遵守し、各種許認可等の必要な手続きに関しては、事前に許認可を受けておくこと。
- (3) 事業実施に係る費用は、全て委託料に含むものとする。ただし、委託者側で負担すべきと判断される経費はその限りでない。
- (4) 事業実施に起因する天草戦国ミュージアム等の破損や汚れ等については、受託者が原

状復帰を行うこと。

- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者、もしくは来場者その他第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、契約締結後速やかに本業務の実施計画、工程表及び体制図を提出し、委託者の承認を得ること。なお、体制図には協力会社を含めた実施体制を明記すること。
- (7) 本仕様書及び実施要領等に記載されていない事項、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定する。